

平成 28 年度第 1 回行政苦情救済推進会議 議事要旨

1 日 時：平成 28 年 6 月 29 日(水) 14:00～15:30

2 場 所：東北管区行政評価局局長室

3 出席者

委 員：齊藤睦男（座長）、遠藤恵子、小宅厚、武田真一、藤田祐子、渡辺静吉
の各委員

事務局：米澤俊介局長、平野誠第一部長、後藤宏第二部長、山口清総務管理官、
赤坂仁行政相談課長、原田秀一首席行政相談官

4 議 題

(1) 新規付議事案の審議

「障害者自動車運転免許取得費助成事業の適切な運用について」

(2) 前回の付議事案に関するその後の経過等の報告

5 議事要旨

(1) 新規付議事案の審議

事務局から資料に基づき説明が行われた。

(遠藤委員)

今回の相談について、申請者を救済する制度はないのか。

(事務局)

当該市町村からは、現状では、個別救済は難しいとの説明を受けています。

(小宅委員)

申請期間を延長し、特別に必要なときには救済措置を講ずるといったことを地方公共団体の判断でできるのではないか。地方公共団体が要綱を改正し取り組めば、救済できる問題ではないだろうか。

(渡辺委員)

今回の相談については、総務省設置法第 4 条第 1 項第 15 号のあっせんが困難という説明であるが、それはどういうことか。

(事務局)

総務省設置法第4条第1項第15号では、当局の所掌事務として、「各行政機関の業務、第十三号に規定する業務及び前号に規定する地方公共団体の業務（法定受託事務）に関する苦情の申出についての必要なあっせんに関する事」と定められています。当該条文に規定する苦情に該当するものはあっせんの対象となりますが、今回の場合は、地方公共団体の自治事務であるため、あっせんの対象にはならないということです。

(斉藤座長)

自治事務については、行政相談のあっせんの対象にはならないが、今回審議した内容を何らかの形で生かしていく必要はないか。全国の行政苦情救済推進会議で審議された事案をみると、他の管区局でも、自治事務に関するものを取り扱ってきている。

(事務局)

ここ20年ほど地方分権が進んでおり、法律に基づく諸々の事務がありますが、これらには、地方公共団体の事務と規定されているものもあります。地方公共団体の事務とされているものは基本的には自治事務で、地方公共団体自らの判断によって執行します。そして今回の相談についてですが、相談者からすれば国の事務か地方公共団体の事務かというのは、よく分からないというのが実情ですので、そこをどのようにフォローしていくかが、御審議いただくに当たってのテーマになるのではないかなと思います。

(武田委員)

今回の調査の過程において、各地方公共団体では、他の地方公共団体の情報、例えば申請期間の情報については、認識されていたか。

(事務局)

情報の共有は、ほとんどなされていない様子でした。

(武田委員)

それは非常に重要なことで、それぞれの判断で自治事務を行うと言いつつ、受益者側にとって行政サービスがばらばらになっている状況を誰も知らないままになっているというのは問題があるのではないだろうか。お互い情報を共有するようにして行政サービスの均一化を図らなければならないという方向性であるべきだと思う。行政サービスの内容がばらばらになっていることを外部からの指摘によって気付くというのは、決して望ましいことではない。やはり国としては、行政サービスの均一化を図るために各地方公共団体に呼びかけるといった役割があるのではないだろうか。今回の場合もあっせんとはまではいかななくても、こういう情報がありましたという情報提供は行うべきである。

(齊藤座長)

国の事務か地方公共団体の事務かというのは、国民からは判別しがたいので、どちらであっても何とかしてほしいというのは相談者からすれば当然のことである。そういう意味で行政評価局が何かしなければならないのではないかと。あっせんは、形式的に無理だとしても、この相談について行政評価局は注目しており、審議の結果をお伝えすることとするということではいかがか。

(藤田委員)

総務省設置法に基づくあっせんができないとしても、障害者総合支援法第2条を根拠として、県や国において、何らかの措置を講ずるべきではないか。

(事務局)

障害者総合支援法の第2条第3項の規定を根拠として、当省から厚生労働省（本省）にあっせんする方法が考えられますが、これについては、本省事項となりますので、当局から本省に報告し、処理を依頼するということとなります。

(齊藤座長)

次にどのような改善措置を講ずるべきか、意見をお願いしたい。

(小宅委員)

法律の趣旨からすると、各地方公共団体の事情によって、障害者に対する行政サービスに差が出るというのはおかしいのではないだろうか。

申請期間については、地方公共団体でばらばらになっているということだが、障害者のことを考えて、ある程度余裕のある期間を設定すべきではないか。また、ただし書として、特別な事情がある場合にはこの限りではないと付記すれば、なおいい。そして今回のケースでも救済できるように、遡及する旨の規定も設けるべきだと思う。

(武田委員)

免許を取るという明確な目的に向かって自動車教習所に入校しているのであるから、入校前に申請をするという方が理にかなっていると思う。

また、今回の相談のような例は、これまでもあったのではないかと。それは1回のステップだけで考えているからであって、救済の観点からすれば、チャンスを増やすというのは当然のことであり、また免許を取るという明確な意思を持って手続を進めるわけだから、その段階で確認さえしていれば、窓口的にも「あの人申請に来たけれども、請求しに来ないな。免許取れなかったのかな。」と考えて、確認することができる流れになる。よって私は機会を増やすということは、行政側がもし本当に助成をしたい、救済してあげたいと考えるのならば、当然にすべきことだと考える。

(小宅委員)

入校前にぜひ相談に来てくださいと市町村の窓口できちんと説明し、制度を周知・広報することが大事である。

(武田委員)

自動車教習所でも、こういう助成制度があるということをPRしてもらえれば、より効果的であると思う。

(渡辺委員)

最近は、「詳しくはwebをご覧ください。」という周知広報が増えてきている。インターネットを利用できる環境にある人にはいいが、そうでない人に対しては、決して親切な方法とは言えないと思う。

(斉藤座長)

広報媒体も多様性をもってということだと思う。教習所にポスターやパンフレットを置き、制度を周知することは非常に効果的である。

(武田委員)

今回のケースは、広報というよりも、窓口での対応の問題かと思う。相談者は、市町村の窓口まで申請書をもらいに行ったわけだから、助成制度があることは最初から分かっていたはず。制度があることを分かっているのに窓口まで行ったのに、助成に結びつかなかったということであるから、市町村は、そのような齟齬が生じないように手立てをきちんと考えておくべきである。

(事務局)

今年の4月から障害者差別解消法が施行されております。市町村では、障害者に配慮した情報提供の推進ということで、分かりやすいパンフレットの作成などに取り組んでいます。今回の相談も踏まえ、一層の取組推進が求められるところです。

(斉藤座長)

市町村窓口で、より親切な説明及び周知を行うということがポイントとなる。

(武田委員)

相談者は、「助成金を支給してほしい」と希望している。これは、救済すべき事案なのではないだろうか。

(小宅委員)

私も救済すべき事案と考える。法律ではなく要綱に基づくものであるから、市町村の

判断で救済できる。

(斉藤座長)

事実認定の問題があるので、この事案の救済について、ここで取り扱うことは難しいが、申請期間の設定や救済措置をもっと柔軟に検討いただくよう、県や市町村に連絡するというところでよろしいか。また、市町村窓口での説明が鍵であり、教習所での広報も含めてより親切、丁寧に周知・広報していただくということではいかがか。

そして、今回の審議で出された行政上の課題や改善の方向性について、県や市町村に認識していただくことが必要であるとの考え方から、参考連絡という形で働きかける。また、全国的に類似の事例がある可能性が高いので、厚生労働省に対しても情報提供して必要な措置を検討してもらおうよう、本省に報告するというところでよろしいか。

(一同)

了承。

(2) 前回の付議事案に関するその後の経過等の報告

事務局から、平成 28 年 1 月 19 日付けで環境省東北地方環境事務所にあっせんした前回の付議事案(秋田駒ヶ岳の男岳山頂に設置されている老朽化し危険な山頂方位盤の改修等)について、同事務所から回答のあった対応状況等の概要を報告した。